

相談からサービス提供までの流れ



第三者的機関
業務監督審査会
契約能力判定審査会

センター事業全般に関する指導・助言や必要に応じて契約能力の判定を行う機関です
(月1回定例開催)

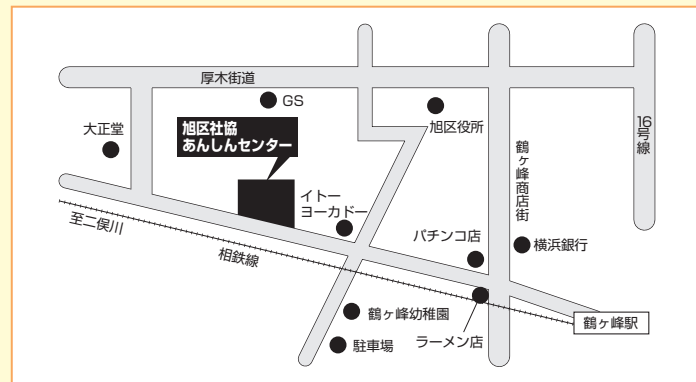
あさひくしゃきょう
**旭区社協
あんしんセンター**



社会福祉法人 横浜市旭区社会福祉協議会

社会福祉協議会（社協）は、誰もが住みなれた地域ですやかに生活できるよう、住民が主体となった様々な地域福祉活動を推進する社会福祉法人です。みなさまのお力をいただき、より良いまちづくりをすすめています。旭区社協あんしんセンター事業は横浜市旭区社会福祉協議会が実施しています。

まずは「旭区社協あんしんセンター」にご相談ください
電話 045-392-1295



旭区社協あんしんセンター
場所：〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰 1-6-35
ばれっと旭内
利用時間：月～金曜日 午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く)
電話 **045-392-1295** FAX. **045-392-0222**
E-mail ansin@palletasahi.jp

自分で金銭や大切な書類を管理することに不安のある
高齢の方や障害のある方の財産や権利を守り
あんしんして日常生活が送れるよう
支援します

高齢の方や障害のある方の生活や金銭管理などに関する相談をお受けします【相談は無料です】

一般相談

日常的な金銭の管理に不安がある
身体が不自由等で金融機関に行けない



成年後見制度の内容や手続き方法
について知りたい



自分の亡くなったあと障害のある
子どもの将来に不安がある



母親が不必要だと思われる商品を
次々と購入しているので心配



専門相談（月・木曜日/予約制）

相談の内容により、弁護士とセンター職員
による法律・福祉・生活相談の総合的面接
相談を行います 横浜生活あんしんセンター
JR桜木町駅前)



上記のようなご相談、サービス提供を権利擁護事業といたします。

福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などが困難な、市内にお住まいの高齢の方、障害のある方を対象に、契約に基づき次のサービスを提供します

福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス

お手伝いできること
センター職員による定期的な訪問
介護保険など、福祉サービスの利用案内と手続き援助、
提供状況の確認
預貯金の出納代理・代行
公共料金、生活諸費などの支払いの代行

お手伝いできないこと
買い物・洗濯・介護・看護・通院の付添
保証人となること等



預金通帳など財産関係書類等預かりサービス

あなたの財産を紛失などから守るため、あんしんセン
ターが契約している金融機関の貸金庫に保管します

原則「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭
管理サービス」利用者が対象です

お預かりできるもの
預貯金（定期・定額）の通帳など
有価証券（株券を除く）
証書（保険証書・不動産権利証書・契約書など）

お手伝いできないこと
宝石・貴金属・書画・骨董などのお預かり、
定期的な預貯金等の資産運用・管理

ご利用者が死亡した時や意思能力が喪失した、
と判断された時、契約は終了します
なお、意思能力の喪失後は、必要に応じて成年
後見制度を活用することになります

利用料

1. 福祉サービス利用援助、定期訪問 金銭管理サービス（1回につき）

区分	金額
生活保護受給者	0円
市民税非課税者	1,250円
市民税課税者（所得250万円未満）	1,560円
市民税課税者（所得250万円以上）	1,875円
市民税課税者（所得700万円以上）	2,500円

2. 預金通帳など財産関係書類等 預かりサービス

区分	金額
生活保護受給者	0円
その他の者	月額 250円 年額 3,000円